

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月15日時点

～2021年12月14日

2021年12月15日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第1章～第13章 （略）

別記

1～10の5 （略）

10の6 端末あんしん保証の提供

(1) 当社は、次に掲げるすべての申込み、届出及び請求と同時に、そのモバイルアクセス契約者（カテゴリーXに係る者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置（当社が端末あんしん保証付きとして販売する機種に限り、以下この別記10の6において同じとします。）について端末あんしん保証を提供します。

ア モバイルアクセス契約（カテゴリーXに係るものに限り、以下この別記10の6において同じとします。）の申込み又は移動無線装置の機種の変更の届出

イ （略）

(2)～(3) （略）

10の7～12 （略）

料金表 （略）

別表1～別表4 （略）

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第1章～第13章 （略）

別記

1～10の5 （略）

10の6 端末あんしん保証の提供

(1) 当社は、次に掲げるすべての申込み、届出及び請求と同時に、そのモバイルアクセス契約者（カテゴリーX 又はカテゴリーFに係る者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置（当社が端末あんしん保証付きとして販売する機種に限り、以下この別記10の6において同じとします。）について端末あんしん保証を提供します。

ア モバイルアクセス契約（カテゴリーX 又はカテゴリーFに係るものに限り、以下この別記10の6において同じとします。）の申込み又は移動無線装置の機種の変更の届出

イ （略）

(2)～(3) （略）

10の7～12 （略）

料金表 （略）

別表1～別表4 （略）

附 則（令和3年12月7日 D P S 5 G第00856059号）

この改正規定は、令和3年12月15日から実施します。